

人権・ハラスメント対策センター

立教大学人権・ハラスメント対策センターは、人権侵害が起こらないように立教大学の学生、教職員の人権意識を高めるとともに、キャンパス・ハラスメントや差別問題などの人権侵害が発生した場合には、問題解決に向けて努力することを目的として、1999年から活動していた人権センターとセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会を再編し、2006年4月1日に設立されました。

人権・ハラスメント対策センターの役割

1. 啓発

立教大学の学生、教職員に対して人権に関する啓発プログラムの企画・運営、人権・ハラスメント問題に関する各種研修の開催や資料収集、また各学部・事務部局が行う啓発プログラムなどへの協力および連絡・調整を行います。

2. 点検

各学部や事務部局の運営や業務を人権・ハラスメントという観点から点検し、必要に応じて提言します。

3. 支援

立教大学の各学部、部局ならびに全構成員に対して人権・ハラスメント問題に関する支援、協力を行います。

4. 問題解決

立教大学で人権・ハラスメント問題が発生した際に、相談への対応や被害者の救済などの問題解決にあたります。

連絡先

立教大学人権・ハラスメント対策センター事務局

池袋キャンパス 6号館 1階 電話 03-3985-3192

新座キャンパス 6号館 3階 電話 048-471-7396

開室時間は 9:00～17:00 (月～金) メール : jinken@rikkyo.ac.jp